

平成23年度 第4回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成23年6月20日（月）午前10時～10時45分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	高橋敬一
委員	中原都

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	新高謙一
副主幹	遠藤公亮		

【傍聴者】 なし

4 議題

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 平成23年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度、大学卒業程度【管理栄養士】）の実施について |
| 議案第2号 | 平成23年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の実施について |
| 議案第3号 | 平成23年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の実施について |
| 議案第4号 | 選考により採用することができる職に係る承認について |
| 議案第5号 | 職員の昇任選考について |
| 議案第6号 | 人事委員会規則及び人事委員会通知の一部改正について |
| 議案第7号 | 職務に専念する義務の免除について |

5 議事の公開・非公開

議案第5号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

平成23年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度、大学卒業程度【管理栄養士】）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

平成24年4月1日採用予定の鳥取県職員採用試験を次のとおり実施しようとするもの。

① 試験の概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務	6名程度
警察事務	5名程度
保育士	3名程度
司書	3名程度
管理栄養士	1名程度
計	18名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

一 般 事 務：平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人

ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成24年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）を除く。

警 察 事 務：昭和63年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人

保 育 士、司 書、管 理 栄 養 士：昭和51年4月2日以降に生まれた人

イ 免許等

保 育 士 児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた人又は平成24年5月31日までにこの登録を受ける見込みの人

司 書 図書館法第5条第1項に規定する司書の資格を有する人又は平成24年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人

管 理 栄 養 士 栄養士法第2条第3項に規定する管理栄養士の免許を有する人又は平成24年3月31日までにこの免許を取得する見込みの人

ウ 国籍

日本国籍を有しない人は就職活動に制限のない在留資格を取得しているか、平成24年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。ただし、警察事務は日本国籍が必要。

(3) 試験日程

受 付 期 間		8月5日（金）～8月22日（月）（消印有効） （ <u>インターネット</u> 受付：8月5日（金）午前0時～8月22日（月）午後12時）
第1次試験	試 験 日	9月25日（日）
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	試 験 種 目	<u>一般事務</u> 教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査 <u>警察事務</u> 教養試験（多肢選択式）、作文試験 <u>保育士及び司書</u> 教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査 <u>管理栄養士</u> 教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験、適性検査
	合 格 者 発 表 日	10月5日（水）（予定）
第2次試験	試 験 日	<u>一般事務、保育士、司書及び管理栄養士</u> 10月下旬（予定） <u>警察事務</u> 11月4日（金）（予定）

試験会場	一般事務、保育士、司書及び管理栄養士 県庁会議室 警察事務 県警察本部庁舎会議室
試験種目	一般事務、保育士、司書及び管理栄養士 人物試験（集団討論及び個別面接） 警察事務 人物試験（個別面接）、適性検査、身体検査
採用候補者発表日	一般事務、保育士、司書及び管理栄養士 11月中旬（予定） 警察事務 11月29日（火）（予定）

※ 警察事務の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する作文試験及び論文試験の評価は第2次試験で行います。（第1次試験合格者のみ採点します。）また、一般事務、保育士、司書及び管理栄養士について、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。（第1次試験合格者のみ判定します。）

② 広報

平成23年6月24日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

2 議案第2号

平成23年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成24年4月1日採用予定の鳥取県警察官採用試験を次のとおり実施しようとするもの。

① 試験の概要

(1) 試験区分・採用予定者数

区 分	採用予定者数
警察官（男性）	20名程度
警察官（女性）	3名程度
計	23名程度

(2) 受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和53年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した人又は平成24年3月31日までに卒業する見込みの人を除く。

イ 国籍要件

日本国籍を有していること。

(3) 試験日程

受付期間	8月5日（金）～22日（月）（消印有効） （インターネット受付：8月5日（金）午前0時～22日（月）午後12時）	
第1次試験	試験日	9月18日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学農学部 米子会場：鳥取県西部総合事務所
	試験種目	教養試験（多肢選択式）、作文試験
	合格者発表日	10月5日（水）（予定）
第2次試験	試験日	11月7日（月）～8日（火）（予定）
	試験会場	県警察本部庁舎会議室、県庁会議室、県警察学校
	試験種目	人物試験（個別面接）、適性検査、身体検査、体力検査

採用候補者発表日	11月29日(火)(予定)
----------	---------------

※第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ採点します。)

② 広報

平成23年6月24日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

3 議案第3号

平成23年度鳥取県職員採用試験(身体障がい者対象・高校卒業程度)の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成24年4月1日採用予定の鳥取県職員採用試験を次のとおり実施しようとするもの。

① 試験の概要

(1) 試験の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障がい者の雇用の促進を図るため。

(2) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務	3名程度

(3) 受験対象者

- ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの人。
- イ 介護者なしに職務の遂行が可能な人
- ウ 活字印刷文による出題に対応できる人

(4) 受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和51年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人

イ 国籍要件

日本国籍を有しない人は就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成24年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(5) 試験日程

受 付 期 間		8月5日(金)～22日(月)(消印有効) (インターネット受付:8月5日(金)午前0時～22日(月)午後12時)
第1次試験	試 験 日	9月18日(日)
	試 験 会 場	鳥取会場:鳥取大学農学部 米子会場:鳥取県西部総合事務所
	試 験 種 目	教養試験(多肢選択式)、適性検査
	合 格 者 発 表 日	10月5日(水)(予定)
第2次試験	試 験 日	10月下旬(予定)
	試 験 会 場	県庁会議室
	試 験 種 目	作文試験、人物試験(個別面接)
	採 用 候 補 者 発 表 日	11月中旬(予定)

(注) 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。(第1次試験合格者のみ判定します。)

② 広報

受験案内を作成する。

【質疑】

委員

この試験で過去に採用された職員の離職率はどうか。

事務局

退職したという話は、任命権者からは特に聞いていない。

4 議案第4号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

① 申請のあった職

船舶乗組員(通信長、司厨員)

② 採用予定者数

2名(通信長1名、司厨員1名)

③ 採用予定日

平成24年4月1日

④ 申請理由

(1) 通信長

通信長は、海洋練習船「若鳥丸」(境港総合技術高等学校所属)を運航するために法令上必要とされる有資格者で、船舶乗組員としての業務に必要な経験や知識を有する者を充てる必要がある。

前通信長の辞職後の欠員について、これまで臨時的任用職員で対応しながら、3回公募したものの応募がなかったため、再度募集し採用者を確保しようとするもの。

(2) 司厨員

司厨長の定年退職(来年3月31日)による欠員を補充する必要があるもの。

⑤ 選定方法

教育委員会において採用試験を実施

試験内容

- ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
- ・専門試験：専門的知識についての筆記試験
 - [通信長] 通信工学、法規に関する科目
 - [司厨員] 食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論に関する科目
- ・面接試験：人物及び知識についての口述試験
- ・適性検査：性格検査

受験資格

- ・昭和27年4月2日以降生まれの者(平成24年4月1日時点で満59歳以下の者)
- ・次の要件を満たす者(平成24年3月31日までに取得する見込みの者を含む。)

[通信長]

次のいずれの要件も満たす者

- ①船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する一級から四級までのいずれかの海技士(電子通信)の免許を有すること。
- ②電波法第40条に規定する第一級若しくは第二級の総合無線通信士又は第一級から第三級までのいずれかの海上無線通信士の資格を有すること。

[司厨員]

船舶料理士に関する省令第2条に規定する船舶料理士の資格又は調理師法第3条に規定する調理師の免許を有すること。

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

5 議案第5号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

6 議案第6号

人事委員会規則及び人事委員会通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり、規則及び通知を改正しようとするもの。

なお、次の①(1)アからオまでの規則並びに①(2)ア及びイの通知の改正については、平成23年6月定例議会に付議された鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例が原案どおり可決されることを条件とするもの。

① 改正する規則及び通知の名称

(1) 規則

- ア 給料表の適用範囲に関する規則
- イ 管理職手当に関する規則
- ウ 職員の職務の級の分類に関する規則
- エ 管理職員等の範囲を定める規則
- オ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則
- カ 職員の旅費等に関する条例施行規則

(2) 通知

- ア 職の区分表について
- イ 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について
- ウ 旅費の運用等について
- エ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について
- オ 通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針

② 概要

(1) H23年7月組織改正関係

未来づくり推進局及び危機管理局の設置等の組織改正並びに物品調達官の新設等職の新設・改廃に伴い、以下の規則等について所要の改正を行う。

- ア 給料表の適用範囲に関する規則
- イ 管理職手当に関する規則
- ウ 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について
- エ 職員の職務の級の分類に関する規則
- オ 管理職員等の範囲を定める規則
- カ 職の区分表について

(施行日又は適用日：平成23年7月1日)

(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇の見直し関係

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴い、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対する報酬から除くもの等人事委員会規則で定めることとされたものを定める等外国の地方公共

団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則について所要の改正を行う。

(施行日：平成 23 年 7 月 1 日)

(3) 被災地派遣等における旅費の減額調整関係

被災地において避難施設等に無料で宿泊した場合には、宿泊料から食卓料相当額を減じた額を支給しないこととすべく、以下の規則等について所要の改正を行う。

ア 職員の旅費等に関する条例施行規則

(施行日：公布日)

イ 旅費の運用等について

(適用日：「ア」の改正規則の施行日)

区分	宿泊料				調整額
	素泊料金	食卓料相当額 (2,200 円)			
		夕食代(2/3)	朝食代(1/3)		
宿泊料	①	無料	無料	無料	宿泊料の全額を減額
	②	無料	本人負担	本人負担	素泊料金相当額を減額
	③	無料	無料	本人負担	素泊料金相当額及び夕食代相当額を減額
	④	無料	本人負担	無料	素泊料金相当額及び朝食代相当額を減額

(4) その他

ア 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について

非常勤職員の経験年数の割落としの規定が第 2 条関係第 1 項第 1 号に移設されたことに伴う通知改正がなされていなかった箇所等について、所要の改正を行う。

(適用日：施行日)

イ 通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針

条文の文言の表現が適切でない箇所につき、所要の改正を行う。

(適用日：施行日)

7 議案第 7 号

職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

知事から職員の職務に専念する義務の免除について、次のとおり職員が第 16 回フィンスイミング世界選手権大会に日本代表として出場する場合に関しての申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

① 職員名

倉吉家畜保健衛生所（病性鑑定室） 農林技師 増田恒幸

② 承認期間

参加日程のうち勤務を要する日（7月28日及び同月29日、8月1日から同月5日まで並びに同月8日）

③ 根拠法令

職務に専念する義務の特例に関する規則

（義務免除）

第 2 条 条例第 2 条第 3 号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の

表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

⑤ 承認理由

類似の事例について過去の承認は次の基準によっている。

ア 国際大会に参加する場合

イ 国際大会の参加がほぼ確実な職員がその予選大会に参加する場合
(事前合宿への参加を含む。)

申請に係る職員については、アに該当する。職務に専念する義務の特例に関する規則に定める規定の趣旨及び過去に当委員会が承認した事例(※1)等を勘案すれば承認することが適当である。

なお、本件は、包括承認されている事由(※2)には該当しない。

※1 同選手が第11回アジアフィンスイミング選手権に日本代表として出場する場合について、平成20年10月16日に免除を承認している。

※2 「国際オリンピック委員会、アジアオリンピック評議会又は東アジア競技大会連合の主催する競技大会及びその強化合宿に日本代表選手として参加する場合」等

⑤ 承認日

議決日

7 次回の人事委員会の開催

平成23年7月11日(月)午前10時から開催することとした。